

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称)南町田計画」に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池百合子

記

第1 対象事業

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：東京急行電鉄株式会社
代表者：取締役社長 野本 弘文
所在地：東京都渋谷区南平台町5番6号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称)南町田計画
種 類：自動車駐車場の変更
- 3 対象事業の所在地
東京都町田市鶴間3丁目4-1外

第2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

関連車両の走行に伴う大気質濃度について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、走行ルート沿道には、公園や住宅地が存在することから、交通誘導員の適切な配置により車両の集中化を避けること、公共交通による来店の促進などの環境保全のための措置を徹底し、環境負荷の低減に努めること。

【騒音・振動】

工事用車両及び関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルについて、一部の地点で予測結果が環境基準を超えていることから、交通誘導員の適切な配置により車両の集中化を避けること、公共交通による来店の促進などの環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【自然との触れ合い活動の場】

工事の完了後は、計画地と計画地に隣接する鶴間公園が連続的につながることから、歩行者動線の連続性が強化され自然との触れ合い活動の場の持つ機能が高まるとしているが、施設の整備に当たっては、接続部への在来種の植栽など環境保全のための措置を確実に行之、周辺自然環境への影響に可能な限り配慮した計画となるよう努めること。